

「県営住宅子育て支援グレードアップ改修住宅に係る広報」業務委託仕様書

1 業務名

県営住宅子育て支援グレードアップ改修住宅に係る広報業務

2 委託業務履行期限

令和8年3月31日

ただし、広告開始日については、令和8年1月中旬からを目安とし、事前に県と協議の上決定すること。

3 業務の目的

公営住宅管理課では「若者・Z世代応援パッケージ」の一環として「住みやすい兵庫」の実現ならびに県営住宅ストックの有効活用のため、子育て世帯向けに空き住戸のリノベーション（通称：グレードアップ改修）を行い、入居者を募集している。すでに募集は実施しており、多数の応募を得ているところではあるが、施策の実効性をより高めるには、対象者である新婚・子育て世帯に広く周知し、効果的な情報提供を行うことが必要である。そこで、対象者に向けた効率的なターゲティングの手法を用いて、県営住宅への応募に係る意欲の向上に資する効果的な広報を行うことを目的とし、この業務を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

4 業務内容

(1) 基本的な事項

ア 県営住宅のグレードアップ改修

以下のホームページに掲載する施策

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks28/gup2024sppage.html>

イ 施策の対象地域

(ア) グレードアップ改修を実施している県営住宅の所在一覧

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、加古川市、播磨町、姫路市、小野市、丹波篠山市、南あわじ市（R7年度実施予定分含む）

(イ) 住戸の改修内容例

LDKの拡張、洗面化粧台新調、キッチン改修、室内物干し設備、窓の補助錠、可動式玄関収納、コスモスイッチ化

ウ 広報のターゲット

新婚世帯（合計年齢が80歳以下の夫婦のみの世帯）、子育て世帯（18歳未満の子供がいる世帯）のうち、賃貸物件を探している層（以下「子育て世帯等」という。）

(2) ターゲット広告

子育て世帯等をターゲットに踏まえた効率的・効果的な手法により、ランディングページへ誘導するために、不動産ポータルサイトまたは検索エンジンサイトにおけるバナー広告を想定している。また、事前に県と協議の上、媒体ごとに広告表示回数を明確にするとともに、それぞれに配分する広告費及びその配分理由も明確にすること。なお、掲載・配信期間は令和8年1月中旬から令和8年3月末までを想定している。

(3) ランディングページの作成

子育て世帯等に施策の内容等を分かりやすく伝え、応募件数の増加等につながるランディングページを作成する。なお、以下の内容を盛り込むことを想定しており、委託者が既に作成した資料等は必要に応じ受託者に提供する。また、ランディングページは県のホームページ又は受託者のホームページに掲載するものとする。

ア 施策の紹介

子育て世帯等へ施策の内容を分かりやすく紹介する。

イ 重点物件の広報物作成

既に実施、またはこれから実施する改修住戸について、応募にかかる意欲の向上に資する紹介をする。また、改修住戸の紹介については、PDF等の県HPにも掲載できるデータを提供すること。想定では10戸程度とする。

(4) 広告デザイン、キャッチコピーの作成

子育てしやすい県営住宅のイメージを伝えつつ、ターゲット広告においてはクリックしたくなるようなデザインならびにキャッチコピーを考案し、県に提案する。

(5) 実施効果の測定

広報の実施効果について、その効果を測定・分析し、報告することとし、効果の目標値や効果測定の手法を事前協議において提案すること。なお、応募件数と広告実績（広告表示回数、クリック回数等）の相関性を分析できる効果測定が望ましい。

(6) その他

広報全体について、独自提案・追加提案は可能とする。

5 実績報告

受託者は成果品を活用した広報の実施後、速やかに業務全体の実績報告書を委託者に提出すること。なお、成果品はデータにて納品すること。

6 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。
- (2) 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (3) 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部に係る再委託については、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

- (6) 受託者は、本業務に関する一切の秘密を保持するものとし、成果品は全て委託者に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有

する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。